

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成18年2月20日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成18年2月20日(月) 午前10時 開会
午前10時31分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	藤浦雅彦	委員	森西 正
委員	安藤 薫	委員	上村高義	委員	嶋野浩一朗
議長	三好義治	副議長	本保加津枝		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	上 清隆
同局主幹	日垣智之	同局書記	湯原正治		

1. 案件

- ・平成18年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けたいと思います。

助役。

○小野助役 おはようございます。

寒さ厳しい中、また何かとご多忙の中を議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。来る2月23日から開催予定の平成18年第1回定例会におきまして、予算案件として14件、人事案件3件、条例案件16件、その他3件の合計36件の議案提案を予定いたしております。

案件の概要につきましては、それぞれ総務部長からご説明申し上げます。よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第1回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、各会計の平成18年度当初予算でございます。お手元に配付させていただいております資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、議案第1号、平成18年度摂津市一般会計当初予算ですが、歳入歳出総額は平成18年度当初290億7,554万円となり、平成17年度当初予算額301億8,500万円と比べて、11億946万円、3.7%減の予算となっ

ております。

次ページの一般会計予算総括表で歳入の前年度比較、歳出で款別及び目的別の前年度比較をしておりますので、ご参照いたします。

次に、各特別会計の当初予算ですが、表の中ほどから下ですが、議案第2号、水道事業会計では、収益的収入は26億6,697万5,000円となり、対前年度1,518万4,000円、0.6%の減、収益的支出は23億8,821万4,000円で、対前年度比2,429万円、1.0%の減となっております。

次に、資本的収入は6,145万円となり、前年度と同額となっております。

一方、資本的支出では7億4,417万5,000円を計上し、対前年度比2億2,970万1,000円、23.6%の大幅な減少となっております。

この結果、収入合計、(1)プラス(3)では、27億2,842万5,000円となり、対前年度比1,518万4,000円、0.6%の減となっております。その下段の支出合計(2)プラス(4)では、平成18年度当初は31億3,238万9,000円で、対前年度比2億5,399万1,000円、7.5%の減となっております。

次に、上から5段目の議案第3号、国民健康保険特別会計の平成18年度当初予算額は、85億3,238万7,000円であり、対前年度比1億1,766万5,000円、1.4%の増となっております。

議案第4号、老人保健医療特別会計は、平成18年度当初予算51億4,969万6,000円となり、対前年度比1億8,002万円、3.6%増となっております。

続きまして、議案第5号、財産区財産

特別会計では、平成18年度当初予算14億2,247万1,000円、対前年度比1,646万2,000円、1.1%の減額予算となっております。

議案第6号、公共下水道事業特別会計予算においては、平成18年度当初予算額59億3,137万8,000円となり、対前年度比9,585万2,000円、1.6%の減となります。

議案第7号、パートタイマー等退職金共済特別会計は、平成18年度当初予算額3,569万3,000円で、対前年度比375万円、9.5%の減予算となります。

次に、議案第8号、介護保険特別会計では、平成18年度当初予算額31億1,326万4,000円となり、対前年度比8,084万1,000円、2.7%の増額予算となっております。

以上の結果、全会計の合計では、表の最下段AプラスBプラスC欄にありますように、563億9,281万8,000円となり、前年度574億9,380万7,000円と比較して、11億98万9,000円の減、1.9%の減となっております。

続きまして、議案第9号から議案第14号までは、平成17年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら予算執行後の不用額の整理、一部、増額補正も行い、予算の調整を行っております。各会計での補正状況を3枚目に平成17年度摂津市3月補正予算総括表としてまとめております。

議案第9号は、一般会計補正予算第6号となっております。6億4,834万7,000円の増額補正を行い、補正後額316億7,207万2,000円となります。

続きまして、議案第10号は、平成1

7年度水道事業の補正予算第4号で、収益的収入では242万3,000円の増額補正、収益的支出では、194万円の増額補正、資本的収入では87万円の減、資本的支出においても5,871万2,000円の減となります。その結果、収入合計では、補正後額28億1,736万2,000円となり、一方、支出合計では、補正後額33億7,903万円となります。

議案第11号は、国民健康保険特別会計で、補正第5号として1,429万3,000円の減額補正をいたします。

議案第12号では、老人保健医療特別会計の補正第2号予算となっております。補正額1億6,940万6,000円を増額しております。

次に、議案第13号は、公共下水道事業特別会計補正予算第5号として、補正額3億369万9,000円を減額するものでございます。

議案第14号は、介護保険特別会計の補正予算第5号となっております。1億710万9,000円の減額補正となっております。

次に、議案第15号から第17号までは人事案件でございます。

まず、第15号案件は、公平委員会委員の選任についてであります。現在、委員として就任していただいております**平井正臣氏**に、引き続き就任をお願いするものでございます。

次の議案第16号は、監査委員の選任ですが、**石川克己氏**が5月18日をもって任期が満了となります。よって、後任として、**脇田俊弘氏**の選任をお願いするもので、議会の同意を求めるものでございます。また、第17号の固定資産評価員の選任は、現在の評価員である**脇田氏**の監査委員の選任に伴い、空席となりま

す固定資産評価員に西村勝彦氏を選任し、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第18号の市道路線認定の件ですが、鶴野61号線ほか18路線、総延長575.6メートルの認定をお願いするものであります。

次の議案第19号は、市道路線廃止であり、一津屋11号線ほか1路線で、総延長291.9メートルの路線廃止となっております。

議案第20号は、子どもの安全安心都市宣言でございます。近年、悲惨な事件に子どもが巻き込まれることが後を絶ちません。このような状況から、本市においても安全安心対策に力を注いでおりますが、多くの市民の方々の協力なくしては、効果が表れません。よって、子ども一人ひとりの健やかな成長を願い、摂津市全体で子どもの安全・安心なまちづくりを目指すため、都市宣言をいたします。

議案第21号の摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急処理事態対策本部条例制定の件は、平成16年9月に施行されました、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急処理事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものであります。この条例は、公布の日からの施行としております。

また、議案第22号の摂津市国民保護協議会条例制定の件につきましても、いわゆる国民保護法の規定に基づき、摂津市国民保護協議会の組織及び運営に関する必要事項についても条例を制定するものであります。平成18年4月1日からの施行としております。

議案第23号は、摂津市文化振興条例制定の件でございます。文化振興の推進のため、基本理念を定め、市の責務や市

民等の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する施策の基本事項を定めております。この条例は平成18年4月1日からの施行としております。

議案第24号、摂津市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例制定は、審査会の委員定数を10人以内と定めております。平成18年5月1日からの施行といたします。

議案第25号は摂津市災害対策推進条例制定の件でございます。災害対策を総合的かつ計画的に推進するために制定するものであります。基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、災害対策に関する施策の基本事項を定めることにより、災害対策を総合的に推進し、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としております。施行日は平成18年4月1日からとしております。

議案第26号の摂津市企業誘致条例制定の件についてですが、産業活動を振興し、安定した財源を確保するため制定するものであります。企業の摂津市への転入を期待し、税額1億円以上の納税の場合には、奨励金を交付する等、企業の進出意欲を促しております。この条例の施行日は平成18年4月1日からとしております。

議案第27号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、自動車運転業務従事手当、学校給食調理業務従事手当、変則勤務従事手当、年末年始勤務手当の一部、土木・建築工事現場業務従事手当、休日業務手当の6件を廃止し、社会福祉事務従事手当は月額から日額へと変更いたしております。この条例は平成18年4月1日からの施行としております。

議案第28号の摂津市手数料条例の一

部を改正する条例制定の件は、要望のありました地番参考図の写しの交付について、交付環境が整ったことから、事務の円滑化及び住民サービスの向上のため、平成18年度より交付いたします。よって、交付手数料として1枚300円を徴することとしております。また、租税特別措置法の改正により、良質住宅優遇制度が廃止され、条文を整理しております。

次に、議案第29号、摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは入院に係る乳幼児医療費の助成の申請期限が現行1年以内と規定されておりますが、これを廃止するために改正するものであります。

議案第30号の摂津市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ですが、これは障害者自立支援法の制定に伴い、改正するものであります。摂津市老人医療費の助成に関する条例、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の3件について、引用部分の改正、削除があることから改正するものであります。施行日は平成18年4月1日からとしております。

次の議案第31号の摂津市立ふれあいの里条例等の一部を改正する条例制定の件についても障害者自立支援法の制定に伴い、関連する摂津市立ふれあいの里条例、摂津市立みきの路条例、摂津市立障害児童センター条例、摂津市立せつつ桜苑条例の施設関係4条例を改正するものであります。施行日は平成18年4月1日からとしております。

議案第32号の摂津市営葬儀条例の一部を改正する条例制定の件は、市営葬儀の飾り付け使用料の額を改定するもので

あります。市営葬儀会館使用のカトリアは大人16万3,500円から17万3,500円に、同じくアイリス13万3,500円から14万3,500円に、葬儀会館不使用のゆりの場合は、大人16万3,500円は18万8,500円に、同じくきくの場合は8万8,500円から10万2,000円にそれぞれ改定いたします。

また、霊柩車使用料の金額についても、明確に規定し、特別霊柩車2万5,500円、普通霊柩車1万1,600円と規定しております。この施行日は平成18年7月1日からとしております。

議案第33号は、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件でございます。葬儀会館の式場及び控室の使用料の額を改定するとともに、祭壇の使用料を新設いたします。式場・控室の使用料では通夜から葬儀まで現行6万5,000円から8万円に、葬儀のみの場合は3万8,000円から4万6,000円に改定いたします。また、新設の祭壇使用料金は10万円といたします。平成18年7月1日からの施行としております。

議案第34号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ですが、出産一時金の改定をしております。平成18年10月1日以後の出産が適用されますが、現行30万円から35万円に改定されます。この施行日は平成18年10月1日からとしております。

次に、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の改定を行います。所得割100分の55を100分の50に、被保険者均等割100分の33を100分の35に、世帯割平等割では、100分の12から100分の15へと変更いたします。また、介護納付金賦課限度額を8万円から9万円に改定をしております。

この施行日は平成18年4月1日からとしております。

その他、障害者自立支援法の制定に伴い条文の整備、平成19年度から保険料の納期を10期に分けることとしております。

議案第35号、摂津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは都市計画区域の再編に伴うものでございます。題名を摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に改めるものであります。施行日は公布の日からとします。

議案第36号は、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、水道事業管理者を置かない、不設置とするため、関連する摂津市防災会議条例等、12条例を改正するものであります。平成18年4月1日からの施行といたします。

最後に今回、36議案を提案させていただきますが、国の政令の未公布、組合との協議等により、当初発送に間に合わなかった議案がございます。摂津市情報公開条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例の3件でございますが、調整が済み成案ができましたら、追加議案として提案したいと思っておりますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○柴田委員長 説明が終わりました。

この際、質問があればお受けします。質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

委員会を休憩します。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○柴田委員長 議会運営委員会を再開します。

第1回定例会審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 それでは、平成18年第1回定例会の審議日程案等について説明いたします。

まず、会期は、2月23日から3月30日までの36日間でございます。

審議日程につきましては、本会議の初日の2月23日は、平成18年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案理由の説明、そして即決案件の審議でございます。

この日の17時15分が議会議案の届出締切でございます。

2月28日の正午が代表質問の届出締切でございます。

3月8日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、9日にかけての2日間が代表質問でございます。

10日は建設及び民生常任委員会、13日が総務及び文教常任委員会でございます。14日及び15日が常任委員会の予備日、16日が駅前等再開発特別委員会でございます。

22日の正午が一般質問の届出締切でございます。

27日が議会運営委員会、30日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案となっております。また、その日の本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

次に、2ページからの議事日程について

て説明いたします。

まず、2月23日につきましては、日程1、会期決定の後、日程2が平成18年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3が、議案第15号など人事案件の選任同意で、先ほどの議会運営委員協議会での態度表明をもとに、備考欄に一括簡易採決と記載いたします。

日程4は、議案第1号、平成18年度一般会計予算など付託案件の30件で一括して提案理由の説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程5、議案第18号、市道路線認定の件と日程6、議案第19号、市道路線廃止の件、日程7、議案第20号、子どもの安全安心都市宣言の件は、1件ずつ上程のうえ、それぞれ即決でございます。

次に、3月8日は、日程1が議案第1号、平成18年度一般会計予算など、付託案件の30件で、質疑の後、所管の委員会に付託となります。

日程2が、2月17日に提出されました請願第1号で、所管の民生常任委員会に付託となります。

日程3が、代表質問でございます。

3月9日も代表質問でございます。

最終日の3月30日の議事日程につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が、議案第1号、平成18年度一般会計予算など付託案件の31件でございます。所管の委員長から委員長報告を受けていただいた後、採決をお願いいたします。

以上が、議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、ご覧のとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会、駅前等再開発特別委員会でご審査いただく案件でございます。そのうち議案第28号、摂津市手数料条例の一部改正につきまし

ては、市税に関する部分が総務常任委員会、優良宅地の造成及び優良住宅の新築等の認定に関する部分が建設常任委員会に分割付託となります。

次に、所管別分割表につきましては、議案第1号、平成18年度一般会計予算及び議案第9号、平成17年度一般会計補正予算の各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会でご審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

なお、請願第1号の請願文書表につきましては、2月23日の本会議開会までに議場配付とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 議案第20号の子どもの安全安心都市宣言の件で、ただいまご説明いただきましたけど、本会議初日に説明を受けて即決ということだったんですけども。この子どもの安全安心都市宣言について平成17年第2回定例会でも、議会運営委員会の方で、どこで付託をするのかというような話の中で、今回まで延期になってきた案件だというふうに理解しているわけですけども、改めてここで出されてきて、それが付託されずに即決されるということはどうなのかなと。この間、いろいろ精査もし、審議もされてきて改めての提案だということでございますから、改めて委員会付託をして審議を行う中で、この都市宣言について必要ではないかなと思うんですけども。その点はどういう流れになるのでしょうか。

○柴田委員長 議長の方から説明していただけますか。

○三好議長 今、安藤委員からご質問があります、子どもの安全安心都市宣言について、事務局に指示いたしましたのが即決案件ということの中で、議会運営委員会で審議していただくと、こういう手続きをとらせていただきました。

この背景につきましては、先ほどご指摘ありました昨年6月の議会運営委員会で、教育委員会が主体で行っているということの中で、オール摂津で取り組むべきだという議会の指摘の中で、理事者として検討を重ねてまいりました。それを受けまして、議会といたしましては幹事長会を招集する中で、幹事長会におきまして、この取り扱いについては都市宣言ということ幹事長会でそれを説明させていただき、そして1週間持ち帰りの中で、るる検討していただきました。最終的に幹事長会につきましては、子どもの安全安心のまちづくりについては、全会派一致ということの中で、あと私といたしましては、これの手続きに対して議会運営委員会で審議をしていただく、こういったことの中で了解を得たいと、こういうことでございます。

付託という大きな問題でございますので、特に都市宣言を分割してやるような案件ではないという判断をしております、その中で即決で子どもの安全安心都市宣言を行っていきたいと、さらに予算につきましては、案件も見ていただいたらわかりますが、この予算につきましては、それぞれ専門の常任委員会で審議をしていただく、こういう手続きをさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○柴田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 ほかにないようでしたら、それでは、そのように決定をいたします。

続いて、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 それでは、報告事項を申し上げます。

議場での写真撮影についてでございます。2月23日の市長の平成18年度市政運営の基本方針に関する説明のときに、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出がございます。また、3月8日、9日に行われます代表質問時に質問議員の写真撮影いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 報告が終わりました。

これをもって委員会を閉会いたします。

(午前10時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁 勝

議会運営委員 藤 浦 雅 彦